

# 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」等 の遵守状況に関する令和 6 年度調査結果

令和 6 年 12 月 24 日  
ライフサイエンス課

## 調査概要：

文部科学省は、大学等の研究機関等に対して「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」という。）の遵守徹底を依頼するとともに、定期的に遵守状況に関する調査を実施しています。令和 6 年度の調査結果は以下のとおりです。

- ・調査対象時点：令和 6 年 4 月 1 日時点
- ・調査実施期間：令和 6 年 9 月 8 日～令和 6 年 10 月 31 日
- ・調査対象機関数：1,202 機関
- ・動物実験実施及び実施予定機関数：534 機関（調査実施機関※）
- ・動物実験非実施機関数：668 機関
- ・回答があった機関数：534 機関

※令和 5 年度調査より、原則、文部科学省が所管する調査対象機関（今年度：1,202 機関）のうち、研究機関側から動物実験を実施している又は実施を予定していると報告のあった機関（今年度：534 機関）を対象に調査を実施しております。

## 結果概要：

令和 6 年度調査では、文部科学省所管 1,202 機関のうち、383 機関（31.9%）において動物実験等が実施されており、そのうちの 345 機関（90.1%）が国公立大学でした。

今回の調査事項のうち問 3 から問 12 は、「動物実験等の実施に関する機関内規程の作成」など動物実験等を実施する研究機関において基本指針で「遵守事項」としており、動物実験等を実施している全ての研究機関において基本指針に基づく体制整備と運用が行われていることを確認しました。

一方、問 14 は基本指針で「努める事項」としている「外部検証」の受検状況に関する設問で、245 機関（64.0%）が受検実績を有しており、前年度に比べて受検率が上昇していました。なお、138 機関（36.0%）が未受検ですが、そのうちの 42 機関（30.4%）は 3 年以内に受検する予定で準備を進めていることが分かりました。

また、研究機関等における動物実験計画の審査・承認の件数（合計値）から動物実験委員会における却下等の判断が行われていることが確認できました。さらに、実験終了後の報告時の対応として、対応が必要だと判断した場合に改善措置が取られていることや、情報公開において全ての大学で Web 公開されていることを確認しました。

文部科学省としては、定期的に大学等の研究機関等における動物実験に関する実態を把握し、引き続き研究機関等に対して基本指針等の遵守徹底を図るとともに、適正な動物実験の実施に向けた取組を行います。

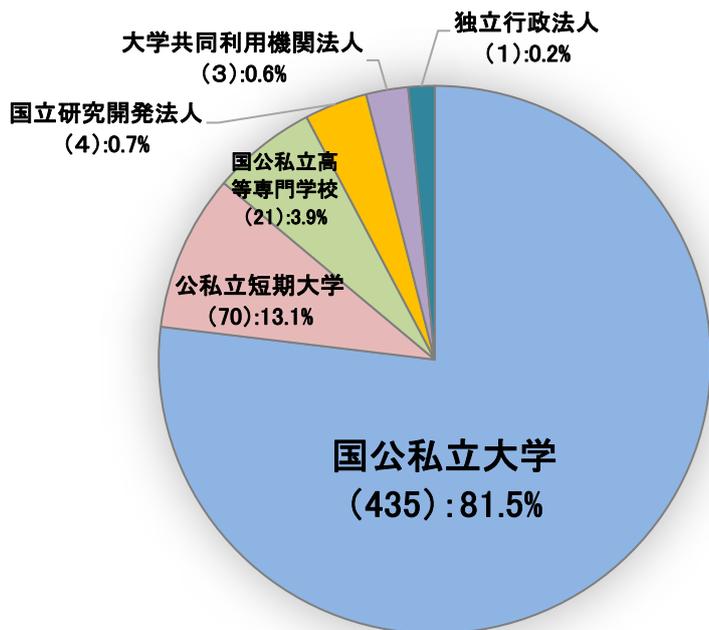
質問、回答の詳細、及び集計値（%は小数点第2位を四捨五入）

問1. 貴機関が該当するものを1つ選択してください。

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1. 国公立大学      | 2. 公立短期大学    |
| 3. 大学共同利用機関法人 | 4. 国公立高等専門学校 |
| 5. 独立行政法人     | 6. 国立研究開発法人  |
| 7. その他        |              |

<結果> 調査実施機関（計 534 機関）の機関種別は以下のとおりでした。

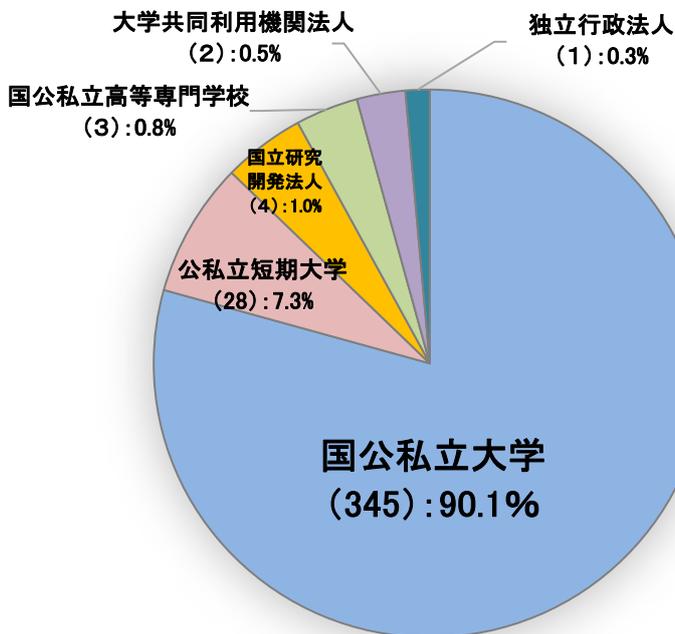
【調査実施機関数:534機関】



問2. 貴機関において動物実験等（哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いるもの。以下同じ）を実施していますか。

<結果> 調査実施機関 534 機関のうち動物実験等を実施している機関は 383 機関でした。機関種別は以下のとおりです。

【動物実験等を実施している機関数:383機関】



**※以下は動物実験等を実施している 383 機関が回答**

**問 3.** 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号）（以下、「基本指針」という）の第 2 条第 2 項に基づき、研究機関等の長は、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規程（以下、「機関内規程」という）を策定することとされています。貴機関においては、機関内規程を策定していますか。

**<結果>** 動物実験等を実施している全ての機関（100%）において、基本指針を踏まえた機関内規程を策定していました。

**問 4.** 基本指針第 3 条に基づき、研究機関等の長は動物実験委員会を設置することとされています。貴機関においては、動物実験委員会を設置していますか。

**<結果>** 動物実験等を実施している全ての機関（100%）において、基本指針を踏まえ動物実験委員会を設置していました。

**問 5.** 基本指針第 2 条第 3 項に基づき、研究機関等の長による動物実験計画の承認又は却下を実施していますか。

**<結果>** 動物実験委員会を設置している全ての機関において、過去 2 年間のそれぞれで動物実験計画の審査を行った実績がありました。

令和 4 年度は、全体で 29,609 件の動物実験計画の審査が行われ、そのうちの 29,224 件（98.7%）承認され、385 件（1.3%）の却下又は取り下げがありました。

令和 5 年度は、全体で 29,271 件の動物実験計画の審査が行われ、そのうちの 28,817 件（98.4%）が承認され、454 件（1.6%）の却下又は取り下げがありました。

1.実施している	383 機関 ( 令和 4 年度審査件数 29,609 令和 5 年度審査件数 29,271 うち承認件数 29,224 うち承認件数 28,817 )
2.実施していない	0 機関

**問 6.** 基本指針第 2 条第 4 項に基づき、研究機関等の長は、動物実験等の終了後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を行っていますか。

**<結果>** 動物実験計画の審査を行った全ての機関（100%）において、動物実験等の終了後、研究機関等の長に動物実験計画の実施結果について報告（予定含む）を行い、うち 49 機関において改善措置を行いました。

**問 7.** 基本指針第 4 条第 1 項に基づき、動物実験委員会においては、動物実験計画の承認又は却下の際に、3 R 等の適正な動物実験等の方法の選択や適切に維持管理された施設及び設備の使用の観点を踏まえた適切な審査を行っていますか。

**<結果>** 動物実験委員会を設置している全ての機関（100%）において、基本指針に基づき、動物実験計画の承認又は却下の際に、3 R 等の適正な動物実験等の方法の選択や適切に維持管理された施設及び設備の使用の観点を踏まえ、審査を実施していました。

**問 8.** 基本指針第 4 条第 2 項に基づき、研究機関等の長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際や遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、必要な一連の当該措置を実施していますか。

**<結果>** 動物実験等を実施している 383 機関のうち、292 機関（76.2%）において基本指針を踏まえ、動物実験実施者の安全確保・健康保持、実験動物の適正飼育・健康保持、遺伝子組換え動物の逸走防止など、実験の種類に応じて必要な一連の措置を行っていました。

なお、動物実験等を実施している 383 機関のうち、91 機関（23.8%）については本項目に該当する動物実験等を行っていませんでした。

**問 9.** 基本指針第 5 条に基づき、法及び飼養保管基準を踏まえ、貴機関においては科学的観点及び動物の愛護の観点から動物実験等を適切に実施していますか。

**<結果>** 動物実験等を実施している全ての機関（100%）において、これらの観点を踏まえ実施していました。

**問 10.** 基本指針第 6 条第 1 項に基づき、貴機関においては所属する動物実験実施者等に対し、教育訓練を実施していますか。

**<結果>** 動物実験等を実施している全ての機関（100%）において、教育訓練を実施していました。そのうち、378 機関（98.7%）において参加者を把握していました。

**問 11.** 基本指針第 4 条第 1 項及び第 6 条第 2 項に基づき、貴機関においては動物実験等について、自ら点検及び評価を実施していますか。

**<結果>** 動物実験等を実施している全ての機関（100%）において、自己点検及び評価を実施していました。

**問 12.** 基本指針第 6 条第 3 項に基づき、貴機関においては動物実験等に関する情報を適切な方法により公表していますか。

**<結果>** 動物実験等を実施している全ての機関（100%）において、動物実験等に関する情報を公表していました。全機関 Web による公開を実施しておりました。

**問 13.** 貴機関において自然災害等（地震等）に対応した緊急時の計画を作成していますか。

**<結果>** 動物実験等を実施している機関のうち、359 機関（93.7%）で自然災害等（地震等）に対応した緊急時の計画を作成していました。また、24 機関（6.3%）では作成されていませんでした。

**問 14.** 基本指針第 6 条第 2 項は、自己点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証（以下、「外部検証」という。）を実施することに努めることとされています。貴機関においては、これまで外部検証を実施しましたか。

**<結果>** 動物実験を実施している機関のうち、245 機関（64.0%）で外部検証の受検実績がありました。また、138 機関（36.0%）では受検実績がありませんでしたが、うち 42 機関（30.4%）は外部検証受検に向けた準備を進めており、3 年以内に受検する予定です。

1.外部検証を受検している	245 機関 ① 日本実験動物学会の外部検証を受検……………164 機関 ② 国動協もしくは公私動協の相互検証プログラムを受検…60 機関 ③ 近隣の研究機関による相互検証……………12 機関 ④ その他……………9 機関 （ 国動協・公私動協による外部検証 動物実験管理の外部専門家 等 ）
2.外部検証は未受検である	138 機関 ※うち 42 機関は、3 年以内に受検予定。

**問 15.** 日本実験動物学会が毎年開催する「動物実験の外部検証の実施に関する説明会」に参加していますか。

**<結果>** 動物実験を実施している機関のうち、382 機関（99.7%）は日本実験動物学会が毎年開催する「動物実験の外部検証の実施に関する説明会」を承知しており、うち 344 機関（89.8%）が説明会への参加実績がありました。また、1 機関は説明会の開催を知らなかった。

1.これまで参加したことがある	344 機関
2.開催されていることは知っているが、これまで参加したことがない	38 機関
3.開催されていることを知らなかった	1 機関